

香南市耐震改修促進計画  
(第3期計画)

令和8年3月

## 目次

1 計画の位置づけ等 .....	1
(1) 計画の位置づけ .....	1
(2) 計画期間 .....	1
2 想定される地震、被害の想定 .....	1
(1) 想定される地震 .....	1
(2) 建築物及び人的被害の想定 .....	2
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 .....	3
(1) 耐震化の現状 .....	3
(2) 耐震化の目標 .....	4
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 .....	5
(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針 .....	5
(2) 役割分担 .....	5
(3) 事業の実施方針 .....	7
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針 .....	7
5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 .....	7
(1) ブロック塀の倒壊防止対策 .....	7
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 .....	7
(3) 窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策 .....	7
(4) 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策 .....	8
(5) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策 .....	8
(6) 給湯器の転倒防止対策 .....	8
(7) 家具の転倒防止対策 .....	8
(8) 通電火災の防止対策 .....	8
(9) がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 .....	9
(10) 瓦屋根の耐震・耐風対策 .....	9
(11) その他の地震からのリスクを軽減するための方策 .....	9

# 香南市耐震改修促進計画

「香南市耐震改修促進計画」(以下「香南市計画」という。)は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された、現行基準を満足していない建築物のうち、主として住宅及び特定建築物を中心に、耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に進め、香南市における建築物の耐震化を図ることを目的とする。

## 1 計画の位置づけ等

### (1) 計画の位置づけ

香南市計画は、『高知県耐震改修促進計画』(第3期計画)に基づき、国が示した基本方針(平成18年国土交通省告示第184号)を踏まえ、策定するものである。

### (2) 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年を第3期計画の計画期間とする。なお、目標値については、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。

## 2 想定される地震、被害の想定

### (1) 想定される地震

南海トラフを震源とする南海地震は、これまでおおむね90年から150年ごとに発生し、高知県は繰り返し大きな被害を受けてきた。また、過去には何度も東海、東南海、南海の3つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けている。

昭和21年に発生した昭和南海地震から約80年が経過しており、また南海トラフ地震はおおむね90年から150年周期で発生していることから、現在、切迫度は日増しに高まっている。

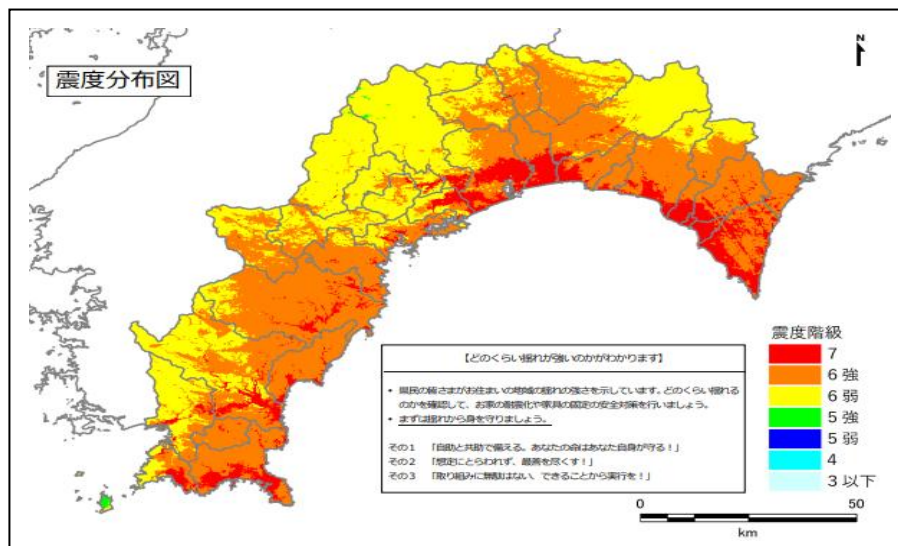
このように周期的に発生し、切迫度が高まってきている南海トラフ地震だが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震の規模等を特定することは困難である。

このため、高知県では様々な南海トラフ地震対策を展開するにあたり、規模の異なる以下の2つの地震・津波を想定しているが(図表2-1、図表2-2)、本計画では、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(L2)への対策を中心に取り組むこととする。

- ・発生頻度の高い一定程度の地震・津波(L1)
- ・発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(L2)

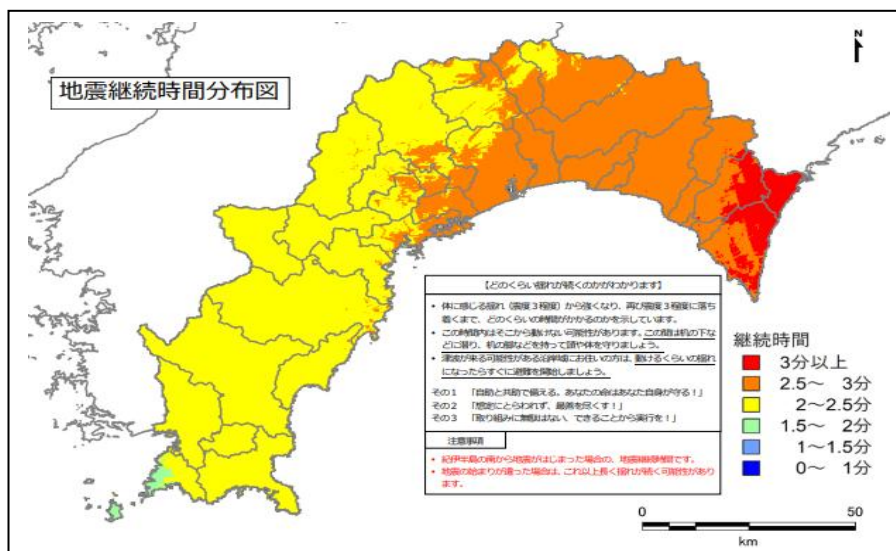
令和7年度[高知県版]南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測について  
図表2-1 震度分布図(最大クラス(L2)重ね合わせ)

(令和7年10月29日公表)



図表2-2 地震継続時間分布図(最大クラス(L2)重ね合わせ)

(令和7年10月29日公表)



(2) 建築物及び人的被害の想定

県は、南海トラフ地震(L2)が発生すると、本市では揺れにより倒壊・全壊する建築物8,400棟、死者約920人、負傷者約2,400人、避難者約19,000人という、甚大な被害が発生するが、建築物の耐震化が進むことによって、これらの被害を大幅に減らすことができると想定している。(図表2-3)

図表2-3 被害想定

項目	被害想定 L1	被害想定 L2	建築物の耐震対策後の被害想定(L2)
建築物被害全数	1,900 棟	12,000 棟	
揺れによる被害	1,300 棟	8,400 棟	2,200 棟
人的被害 全死者数	90 人	920 人	
建築物倒壊による死者数	60 人	500 人	120 人
人的被害 全負傷者数	760 人	2,400 人	
建築物倒壊による負傷者数	760 人	2,400 人	1,200 人
避難者数(発生1日後)	7,200 人	19,000 人	13,000 人

(注) 被害想定数は「高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定概要(令和8年3月24日)」から被害が最大となるケースを抜粋。

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

#### (1)耐震化の現状

##### ①住宅

令和5年の住宅・土地統計調査によると、香南市内の居住世帯のある住宅総数は 13,620 戸である。このうち、新耐震基準で建設された住宅が 10,810 戸あり、旧耐震基準で建設された住宅は 2,810 戸ある。また、令和5年度末現在の耐震改修工事補助事業の実績は 772 戸ある。その結果から、香南市の耐震化率は 85%と推計される。

図表3-1 新耐震基準住宅率一覧表(令和5年住宅・土地統計調査より)

構造基準	戸建て・長屋	共同住宅	計(不詳を含む)	新耐震基準住宅率
総数	11,200	2,420	13,620	80%
新耐震基準	8,070	2,110	10,810	
旧耐震基準	2,750	60	2,810	

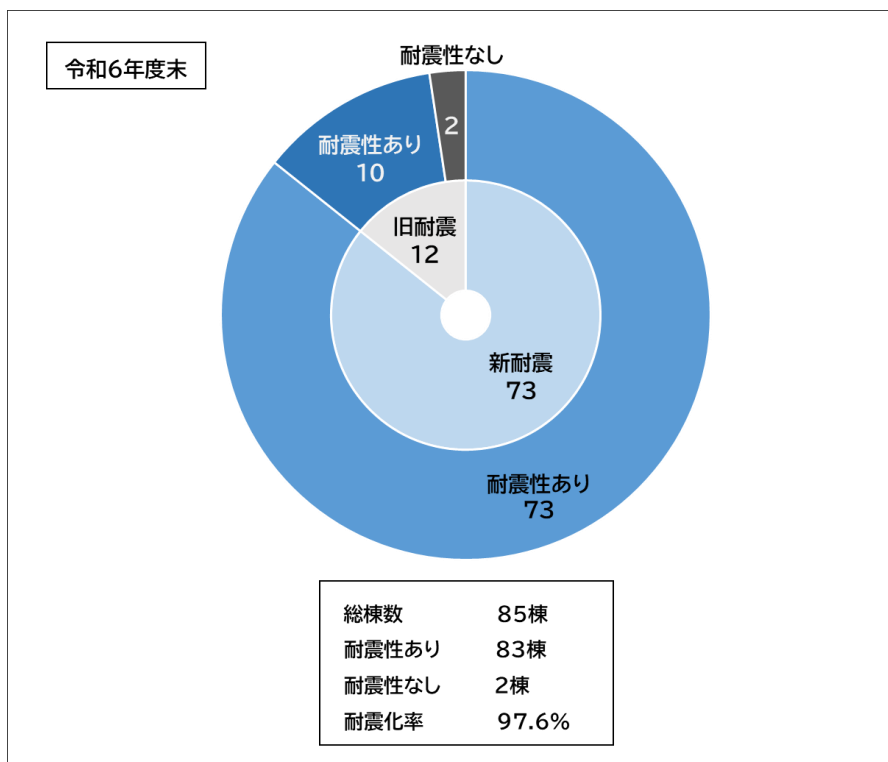
##### ②多数の者が利用する建築物

市の実施した調査結果から、令和6度末の多数の者が利用する建築物(国・政府機関所有等建築物は除く(以下同じ))は、市内に 85 棟あると考えられる。

そのうち新耐震基準に基づいて建築された建築物は 73 棟(約 85.9%)であり、旧耐震基準に基づいて建築された 12 棟のうち、耐震性を有すると考えられる建築物が 10 棟(約 11.8%)である。

このことから、83 棟の建築物が耐震性を有していると考えられ、令和6年度末の耐震化率は約 97.6%と推計している。(図表3-2、3-3)

図表3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況



図表3-3 旧耐震基準の多数の者が利用する建築物(用途別)の耐震化の状況

建物用途	対象棟数 (A)	耐震診断実施(B=C+D)				耐震性あり (F=C+E)	耐震改修未 実施の棟数 (G=A-F)
		耐震性あり (C)	耐震性なし(D)				
			うち、耐震 改修実施 済(E)				
学校	6	6	2	4	4	6	0
病院・診療所	0	0	0	0	0	0	0
劇場・集会所等	2	1	0	1	1	1	1
店舗等	0	0	0	0	0	0	0
ホテル・旅館等	1	0	0	0	0	0	1
賃貸共同住宅等	2	2	2	0	0	2	0
社会福祉施設等	0	0	0	0	0	0	0
公益上 必要な 建築物	消防庁舎	0	0	0	0	0	0
	警察庁舎	0	0	0	0	0	0
	その他の一 般庁舎	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	1	0	1	0
合計	12	10	4	6	5	10	2

(令和6年度末)

(2)耐震化の目標

国の基本方針(令和7年改正)では、令和5年の統計調査に基づき、現状の住宅の耐震化率を約90%と推計しており、令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としている。

また、耐震診断義務付け対象建築物については、耐震診断結果の公表内容から現状の耐震性不足解消率を、要緊急安全確認大規模建築物で、約93%、要安全確認計画記載建築物で約85%、そのうち沿道建築物については44%としており、これに対する目標を、要緊急安全確認大規模建築物については、令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することとしている。

一方、本市においては、進捗状況や事業者数などの供給能力、国の基本方針の目標値等を踏まえて、次のとおり耐震化の目標を定めることとする。

なお、設定した目標値は、定期的に検証することとし、特に住宅の耐震化率については住宅・土地統計調査に合せて5年ごとに推計を行うこととする。

① 住宅の目標

令和17年度末までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とし、以降はさらなる住宅の耐震化を推進していく。(図表3-4)

図表3-4 住宅の耐震化の目標

	現況 (R6年度末)	中間目標 (R12年度末)	目標 (R17年度末)
耐震化率	86%	92%	96%
耐震性不足の住宅の戸数	1,959	1,290	685

② 多数の者が利用する建築物の目標

令和6年度末の耐震化率は 97.6%と推計されており、おおむね解消された。今後も 100%となるように推進していく。(図表3-5)

図表3-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

	現況 (R6 年度末)	目標 (R17 年度末)
耐震化率	97.6%	100%
公共	100%	100%
民間	93.9%	100%
耐震性の不足する棟数	2	0
公共	0	0
民間	2	0

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1)耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

県、市町村、建築物所有者、建築関係技術者、建築関係団体、自主防災組織等<sup>(注)</sup>は、(2)に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震改修を進める。

(注)災害が発生したときに、被害を最小限にとどめ、または軽減するため、地域住民が初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているものをいう。町内会や自治会のような、地域の集まりであっても、その目的のひとつに「防災に関する取り組み」が含まれていれば、自主防災組織である。

(2)役割分担

①県

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町村及び関係団体と連携しながら下記の施策を行う。

(ア)高知県耐震改修促進計画の策定

○県計画の策定、見直し

(イ)耐震改修等の実施、促進

○県有建築物の耐震改修等の計画的な実施

○民間建築物の耐震改修等の促進

○重点建築物の設定及び耐震改修等の誘導

○耐震改修促進法に基づく特定既存不適格建築物等に対する指導・助言・指示・公表

○耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定

(ウ)技術者養成・把握

○耐震改修・耐震診断に関する技術者の養成・把握

(エ)所有者等に対する普及啓発、情報提供

○広域的な地震防災マップによる注意喚起

○耐震相談窓口の設置、運営

○所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発

○無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

○市町村、自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

- (オ)市町村、建築関係団体との連携
  - 市町村、建築関係団体との連携体制の構築
  - 建築関係団体との連携による、耐震改修等に関する技術者の養成
  - 市町村、建築関係団体への情報提供、技術的支援等

## ②市

市は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた耐震改修等の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自主防災組織等の活動を支援し、連携して下記のことを実施する。

- (ア)耐震診断率の向上
  - 耐震診断率向上のための市民への普及啓発
- (イ)香南市耐震改修促進計画の策定
  - 香南市耐震改修促進計画の策定、見直し
- (ウ)耐震改修等の実施、促進
  - 市有建築物の耐震改修等の計画的な実施
  - 民間建築物の耐震改修等の促進
  - 重点建築物の耐震改修等の誘導
  - 耐震診断に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等の実施
- (エ)所有者等に対する普及啓発、情報提供
  - 相談窓口の設置・運営
  - 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供や注意喚起、普及、啓発
  - 自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施
  - 必要に応じた、詳細な地震防災マップの策定による注意喚起
- (オ)県、建築関係団体との連携
  - 県、建築関係団体との連携体制の構築

## ③建築物所有・管理者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は下記のことを実施する。

- 自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- 耐震診断の結果に基づき、必要に応じた耐震改修・建替の実施

## ④建築関係技術者

県、市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、下記のことを実施する。

- (ア)所有者等に対する普及啓発、情報提供
  - 所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
- (イ)耐震改修等の実施
  - 耐震診断・耐震改修等の業務の適切な実施
- (ウ)技術の向上、研鑽
  - 耐震診断講習会の受講、登録
  - 耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

## ⑤建築関係団体

県、市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、関係者等と連携して下記のことを実施する。

- (ア)所有者等に対する普及啓発、情報提供
  - 耐震相談窓口の設置・運営
  - 無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施
- (イ)技術者の養成
  - 耐震診断・耐震改修等に関する技術者向けの講習会の実施
- (ウ)市との連携
  - 耐震診断・耐震改修等の促進のための県、市への協力

## ⑥自主防災組織等

自主防災活動を通じて、防災知識の普及や地域における災害危険の把握に努める。

- 住宅の耐震化、家具転倒防止対策等の学習会の実施
- ブロック塀等の倒壊危険箇所の点検

## (3)事業の実施方針

住宅の耐震化については、「香南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に定める取り組みによって推進を図る。同プログラムに定める取り組みは毎年度実施し、実施状況を把握・検証のうえ公表し、必要に応じて見直しを図りながら進めていく。(資料1、資料2)

## (4)地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

地震による建物被害を防止し、機能継続を図るためには、建築物の構造部材の耐震化のみならず、天井などの非構造部材、建築設備、家具の耐震化等を図る必要があることが、熊本地震で再認識された。このため、以下の項目に示すとおり、建築物の総合的な安全対策を進めていく。

特に防災拠点建築物については、被災時に機能を発揮することが大変重要であることから、機能継続の観点から重点的に取り組んでいく。

## 5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

### (1) ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀は、地震により倒壊した場合、死傷者の発生や避難・救助活動の妨げになるため、対策を講じる必要がある。

特に、緊急輸送道路、避難路及び通学路に沿って存在しているブロック塀については、自主防災組織等を通じ安全対策についての周知や危険マップ作成に対し、市や県が協力を行うなど危険回避対策を講じる。また、ブロック塀の代わりにフェンス・生垣等を設置するなどの地震時に倒壊しないものへの造替えについて周知及び支援を行う。

ブロック塀の安全確保が必要とされる避難路は、市民が最寄りの指定避難所等まで避難する路線として、香南市長が別に定める道路とする。(道路図については香南市防災対策課に備え置くものとする。)

### (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

県計画では、地震発生時に広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することを目的とし、高知県道路啓開計画のルートを踏まえ、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく道路を指定し、沿道建築物の耐震化に取り組んでいる。

本市においても災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、特に重要な道路については、県計画を踏まえ、必要に応じて緊急輸送道路等として指定し、沿道建築物の耐震化に努める。

また、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき定める道路(以下「2号道路」という。)は、地震による建築物の倒壊によって緊急車輛や住民の避難の妨げになる次に掲げる道路とする。

- ・一般国道
- ・県道
- ・市道
- ・里道
- ・農道

なお、必要に応じて2号道路の見直しを行う。

### (3) 窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が起きた場合には、死傷者が発生

したり、がれきによる避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすことになる。このため、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を周知すると共に、設置方法や施工及び維持管理の状況について点検を促し、落下防止対策等について、建築基準法に基づく定期報告の提出時や防災査察の実施時等に指導・助言を行う。

#### (4) 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことをうけて、平成 26 年 4 月 1 日に建築基準法施行令等の改正が行われた。この改正により、新築等を行う建築物における特定天井（高さ 6m 超かつ、水平投影面積 200 m<sup>2</sup>超の吊り天井等）について脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。

また、建築物の定期報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な既存建築物の所有者、管理者に対して指導・助言を行う。さらに、大地震発生後には緊急点検を実施するよう促す。

#### (5) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成 21 年 9 月の建築基準法施行令の改正により、既設エレベーターの改修時に戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が求められることとなった。エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認され、平成 26 年 4 月の建築基準法施行令の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確にされたことから、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行う。

#### (6) 給湯器の転倒防止対策

東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で多数転倒したため、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が平成 24 年 12 月に改正され、転倒防止措置の基準が明確化された。また、熊本地震においても、改正告示に対応してないと考えられる給湯器が多く転倒した。

これらの状況を踏まえ、住宅の機能継続の観点からも、建築物における給湯設備の転倒防止対策に関する周知を図る。

#### (7) 家具の転倒防止対策

高さのある家具は地震時に転倒しやすく、身体への危害に加え、避難や救助活動に支障をきたすことになる。

地震時における、家屋内での安全性を確保するため、家具の転倒防止対策について、所有者に対する周知及び支援を行うことにより、家具の固定促進を図る。

#### (8) 通電火災の防止対策

地震では、揺れによって一旦停電した場合でも、送電が復旧すると住宅所有者が意図しないまま、家屋内の可燃物が散乱した状態で通電が再開されるため、火災発生の原因となる。このため、一定以上の揺れを感知した場合に自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー等」の設置について、所有者に対する周知及び支援を行うことにより、通電火災の予防促進を図る。

(9) がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

建築物に近接してがけ崩れの危険性があるがけ地が存在する場合には、大雨・地震時等のがけ崩れ等により建築物に被害が及ぶ可能性がある。土砂災害警戒区域等における危険性の周知など、がけ地周辺における避難も含めた防災・減災対策とともに、既存の建築物擁壁の耐震診断など、耐震化に向けた取組を進める中で、がけ崩れ等に対する建築物の被害軽減対策も効率的かつ効果的に行う。また、土砂災害特別警戒区域における住宅等の移転の促進や安全性の確保について、所有者に対する周知を行う。

(10) 瓦屋根の耐震・耐風対策

台風の強風により、建築物の屋根瓦が脱落するなど大きな被害が発生したことから、建築物の瓦の緊結方法を定めた告示の基準が強化された。また、地震発生時には基準に適合しない瓦屋根が脱落・飛散した場合に、死傷者が発生したり、避難時の通行に支障をきたす可能性がある。

このため、瓦屋根の耐震・耐風対策の必要性及び基準に適合しないおそれのある瓦屋根の改修等について、所有者に対する周知を行う。

(11) その他の地震からのリスクを軽減するための方策

南海トラフ地震発生の切迫度が高まっている中、住宅の規模や状態によって耐震改修工事費が高額となり、工事を諦めてしまう所有者等に対する支援の検討が必要である。

このため、旧耐震基準で建築された住宅の倒壊による被災リスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策として、住宅内部へ耐震シェルターの設置等について、所有者に対する周知を行う。

## 香南市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

### 1. 目的

- ・住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- ・重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

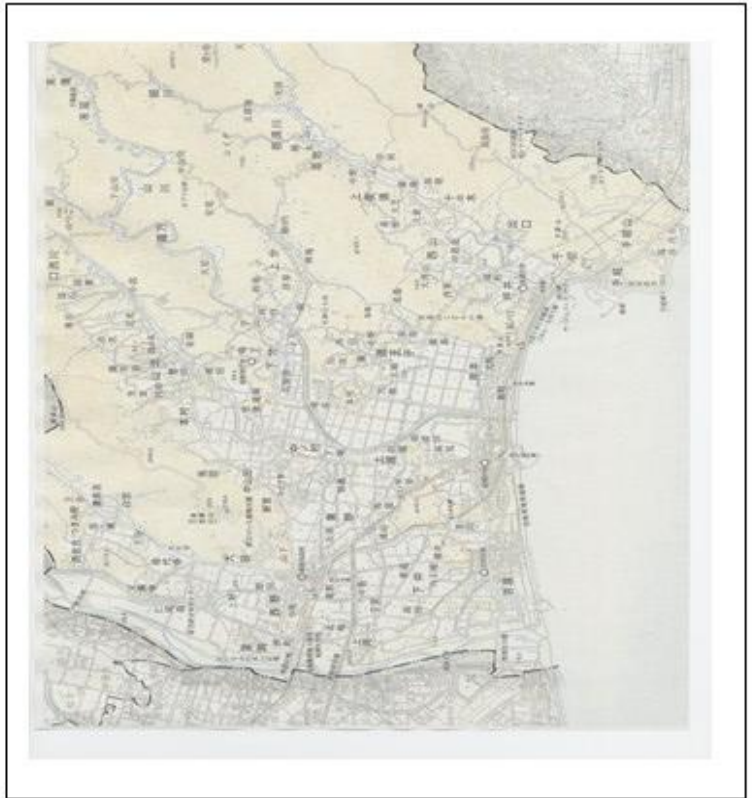
### 2. 重点区域の設定

重点区域は、住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

重点区域：香南市全域

#### ○対象住宅

- ・昭和56年5月以前に建築された住宅



### 3. 期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間：令和8年度～令和17年度（10年間）

	H29	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
AP作成											
戸別訪問・DM発送											

### 4. 取組内容

#### (1) 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- ①リーフレット等を用いた耐震化の必要性・補助制度の説明
- ②不在の場合、資料のポストイン
- ③訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）の記録・整理

- (2) 診断を受けた住宅所有者に対する啓発
  - ・耐震診断の結果報告時に、耐震改修費用の目安となるように平均工事費や工事費の中央値等を示した冊子を配布等
  - ・診断済みで設計・改修未実施物件について、戸別訪問を行い、補助事業の説明を行う。

#### (3) 事業者育成・事業者情報の提供

- ①事業者育成講習会の実施
- ②登録事業者一覧の掲載
- ③電話相談窓口を開設

#### (4) その他の普及啓発活動

- 戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。
- ①広報誌、チラシ、HPによる周知
- ②イベント等での展示
- ③自主防連絡会等で住宅耐震制度について説明

#### 5. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関及び建築関係団体等と連携して活動に取り組む

#### 6. 実績の公表

- ・当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- ・実績は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。

香南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（資料編）

1. 住宅耐震化の現状

（市部の新耐震基準住宅率一覧表(令和 5 年度住宅・土地統計調査より)）

住宅総戸数	13,620 戸
耐震性有の住宅戸数	10,810 戸
耐震性無の住宅戸数	2,810 戸

2. 耐震改修の目標値

年間 70 棟の耐震改修を目標値とする。

3. 耐震化を促進する取組

（1）戸別訪問実施計画

①過去の戸別訪問

対象物件：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手した住宅

対象地区：香南市全域

戸別訪問実施期間：平成 29 年度～令和 3 年度（305 戸）

訪問内容：住宅耐震啓発チラシの配布

住宅耐震に関する補助事業の説明

家具固定・ブロック塀対策・老朽住宅除却に関する情報提供

不在の場合、資料のポスティング

戸別訪問実施期間：令和 4 年度

コロナ禍のため、実施せず

未訪問世帯に対してダイレクトメールを送付（319 戸）

戸別訪問実施期間：令和 5 年度

平成 20 年～令和 4 年度に耐震診断後、耐震改修を実施していない所有者に対して耐震啓発のダイレクトメールを送付（377 戸）

戸別訪問実施期間：令和 6 年度

令和 4 年～令和 6 年度に耐震診断後、耐震改修を実施していない所有者に対して耐震啓発のダイレクトメールを送付（98 戸）

②今後の計画

対象物件：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手した住宅

対象地区：香南市全域

耐震診断未実施先及び耐震診断後、耐震改修を実施していない所有者に対して耐震啓発のダイレクトメールを送付。

(2) 診断を受けた住宅所有者に対する啓発活動

- ・耐震診断の結果報告時に、耐震改修費用の目安となるように平均工事費や工事費の中央値等を示した冊子を配布。
- ・診断済みで設計・改修未実施の住宅について、戸別訪問を行い、補助事業の説明を行う。(令和6年度 98戸)

(3) 事業者育成・事業者情報の提供

①事業者育成講習会(県主催、一部市町村共催)

《これまでの取組》

- 平成25年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象3回  
低コスト工法講習会  
名古屋工業大学高度防災工学センター共催 1回
- 平成26年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象1回  
低コスト工法講習会  
名古屋工業大学高度防災工学センター共催 1回  
県主催 3回(安芸市、四万十町、四万十市)
- 平成27年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象1回  
低コスト工法講習会  
名古屋工業大学高度防災工学センター共催 1回  
県主催 2回(四万十市、黒潮町)  
事業者登録推進講習会 7回  
(黒潮町、宿毛市、須崎市、香美市、安芸市、大月町、いの町)  
耐震改修技術学校 2会場×4回(高知会場、黒潮町会場)
- 平成28年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象3回  
低コスト工法講習会  
名古屋工業大学高度防災工学センター共催 1回  
事業者登録推進講習会 5回  
(津野町、黒潮町、田野町、室戸市、須崎市)  
耐震改修技術学校 2会場×4回(高知会場、四万十市会場)  
耐震改修技術学校(特別編) 2会場×1回  
(高知会場、黒潮町会場)  
耐震診断実務講習会 2回(高知会場、黒潮町会場)  
耐震補強工事実務講習会 2回
- 平成29年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象1回  
低コスト工法講習会  
名古屋工業大学高度防災工学センター共催 1回  
事業者登録推進講習会 3回(土佐町、宿毛市、仁淀川町)  
耐震改修技術学校 2会場×4回  
(高知会場、四万十市会場)  
耐震補強工事実務講習会 4回
- 平成30年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象1回  
低コスト工法講習会

名古屋工業大学高度防災工学センター共催 2回

事業者登録推進講習会 3回（東洋町、宿毛市・大月町、室戸市）

耐震改修技術学校 3回

耐震補強工事实務講習会 5回

（高知会場4回、四万十市会場1回）

令和元年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象3回

低コスト工法講習会

名古屋工業大学高度防災工学センター共催 2回

事業者登録推進講習会 3回（大月町、田野町・安田町、香美市）

耐震改修技術学校 4回

令和2年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象1回

低コスト工法WEB講習会

名古屋工業大学高度防災工学センター共催 2回

令和3年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象1回

低コスト工法WEB講習会

名古屋工業大学高度防災工学センター共催

事業者登録推進講習会 1回

令和4年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象3回

事業者登録推進講習会 2回

令和5年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象2回

低コスト工法講習会 名古屋工業大学高度防災工学センター共催

（対面版2回、オンライン版9月～2月）

事業者登録推進講習会 1回

耐震改修技術学校 1回

令和6年度：耐震診断士講習会 新規者対象1回、更新者対象2回

低コスト工法講習会

名古屋工業大学高度防災工学センター共催

（対面版2回、オンライン版11月～2月）

事業者登録推進講習会 2回

耐震改修技術学校 2回

## ②事業者情報

県ホームページに登録事業者一覧を掲載しているほか、来客に名簿を提供。

## ③住宅所有者向け耐震改修相談会

県の委託事業で電話相談窓口を開設し、面談による相談も受け付けている。

## (4) その他の普及啓発活動計画

### ①広報誌、回覧板による周知

・市町村が発行する広報誌を活用して、住宅の耐震化を啓発する。

（令和6年度 2回）

②住民説明会の開催

- ・自主防災組織連絡会にて耐震化を啓発する。  
(令和6年度 1回)

③地震危険度マップの作成・公表

- ・県ホームページに震度分布図、津波浸水予測を掲載
- ・香南市ホームページに津波ハザードマップを掲載

④住宅耐震啓発チラシ配布

- ・住宅の耐震化や家具の固定等、啓発するための展示やチラシを配布。(市イベント等)

⑤香南市ホームページによる周知

- ・住宅耐震に関する補助事業の説明

4. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県、高知県 住宅・建築物耐震改修支援機関と連携して活動に取り組む。

5. 実績の公表

該当年度の戸別訪問件数、耐震診断・耐震設計・耐震改修工事の実績を取りまとめ、次年度の7月末までに公表する。

なお、過去の実績については以下のとおり。

- ・戸別訪問等の実績 (DM送付を含む)

※戸数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計
戸別訪問等の件数 (DM送付を含む)	38	35	74	63	95	319	377	98	1,099

- ・耐震改修実績

※棟数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
耐震診断	0	166	86	35	42	30	24	48	69	103	85	116	113	127	94
改修設計	-	-	-	-	10	15	5	14	36	32	50	79	105	75	92
耐震改修	-	-	0	12	9	14	5	12	35	29	45	76	109	70	89

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計
耐震診断	83	63	55	48	40	26	134	1335
改修設計	79	63	48	48	27	17	70	865
耐震改修	68	57	52	47	24	20	50	823

